

発議第11号

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年12月18日提出

提出者 高山市議会議員 野村末男

賛成者 高山市議会議員 下山清治
杉本健三
中田清介
水門義昭
木本新一
中箴博之
岩垣和彦

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書

東海北陸自動車道は、東海地方と北陸地方を直結し、中部圏の一体的発展を図る上で、極めて重要な骨格的交通網であり、県境を越えた産業経済、文化交流の大動脈である。

平成20年7月5日には、当市においても念願であった全線開通が成し遂げられ、これにより交通量が倍増するとともに、県内外からの観光客が大幅に増加するなど様々な整備効果を発揮しているところである。

一方、路線の約6割の区間は、未だ高速道路として不完全な暫定2車線区間であり、今年のゴールデンウィークには43キロメートルの大渋滞が発生するなど、観光シーズンや休日を中心に交通渋滞が頻発しており、地域経済への影響が心配されている。

また、安全性の面からも、中央分離帯が無いことから、正面衝突事故など深刻な事故が多発しており、特に全線開通した昨年7月から今年6月までには、開通前の1年間より約200件多い600件の交通事故が発生し、抜本的な対策として、1日も早い4車線化が必要となっている。

そうした中、この4月には、第4回国土開発幹線自動車道建設会議において、白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化が承認され、国の1次補正予算により事業が採択されたところであるが、平成21年度補正予算の見直しで地方の意見を十分に聞くことなく事業が執行停止されたことは誠に残念であり、地域の活性化や安全・安心の確保などが懸念される。

よって国におかれては、東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化について1日も早く事業が復活されるよう、次の事項について強く要望する。

記

1. 平成21年度1次補正で採択され、その後、執行停止された白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化について、平成22年度予算で復活すること。
2. 4車線化の実施にあたっては、地方の負担を極力少なくする措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

高山市議会